

事務連絡
令和2年5月29日

各都道府県住宅担当部局 御中

国土交通省住宅局安心居住推進課
住宅総合整備課

住居を失うおそれが生じている方への支援について（その5）

平素より、住宅施策の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況の中、住居を失うおそれが生じている方へ支援を拡大することが重要であり、これまでも、関連した事務連絡を発出しているところです。今般、令和2年度第2次補正予算案において、生活困窮者及び生活保護受給者に対する住まい確保に関する一貫した支援の取組が可能となる補助事業（居宅生活移行緊急支援事業（仮称））が盛り込まれています。また、5月29日に厚生労働省が省令改正を行い、住居確保給付金の支給について、例外的にクレジットカードを使用する方法が認められることとなりました。

つきましては、下記事項に留意の上、引き続き、生活困窮者自立支援制度主管部局、民生部局等と連携し、住居を失うおそれがある方の居住安定確保を図っていただきますようお願い致します。

なお、管下市町村の住宅部局にも周知願います。また、以下送付先一覧に示す賃貸住宅関係団体及び不動産関連団体に対しては、別途周知していることを申し添えます。

記

1 居宅生活移行緊急支援事業（仮称）について ※厚生労働省による事業

今般、令和2年度第2次補正予算案において、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談受付、住まい確保のための支援、住まい確保後の定着のための支援について、相談者の状況に応じた一貫した支援の取組が可能となる補助事業

（居宅生活移行緊急支援事業（仮称））が盛り込まれ、別添1のとおり、厚生労働省から「居宅生活移行緊急支援事業（仮称）（令和2年度第2次補正予算案）の積極的な活用について」（令和2年5月28日付厚生労働省社会・援護局保護課・地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）が発出されています。

本事業については、都道府県等から居住支援法人への委託・補助も可能となつております、補助金の積極的な活用を求められています。

つきましては、貴都道府県管内の居住支援協議会及び居住支援法人に周知いただくとともに、生活困窮者自立支援制度主管部局、居住支援協議会及び居住支援法人と連携のうえ、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報や、公営住宅をはじめとした公的賃貸住宅等の提供に努めること等により、住まいに不安を抱える方からの相談への対応や、住まいに困窮する方への支援を積極的に進めていただくようお願い致します。

2 賃料のクレジットカード払いに関する住居確保給付金の支給について

これまで、「住居を失うおそれが生じている方への支援について（その3）」（令和2年4月30日付け国土交通省住宅局安心居住推進課・住宅総合整備課事務連絡）等を発出し、住居確保給付金の求職活動要件の緩和等についてお知らせしているところです。

今般、住居確保給付金の代理納付による支給について、別添2のとおり、厚生労働省から「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和2年5月29日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）が発出され、都道府県等が特に必要と認める場合には、クレジットカードを使用する方法が認められ、受給者に住居確保給付金が直接支給されることとなりました。また、別添3のとおり「住居確保給付金 今回の改正に関するQA(vol6)」が公表され、別添4のとおり「入居予定住宅に関する状況通知書」等の様式が修正されています。

つきましては、貴都道府県管内の居住支援協議会及び居住支援法人に周知いただくとともに、引き続き、生活困窮者自立支援制度主管部局、居住支援協議会及び居住支援法人と連携のうえ、省令改正後の住居確保給付金、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報や、公営住宅をはじめとした公的賃貸住宅等の提供に努めること等により、住まいに不安を抱える方からの相談への対応や、住まいに困窮する方への支援を積極的に進めていただくようお願い致します。

以上

【送付先一覧】

| | |
|---------------------|---------------------|
| (公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会 | (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会 |
| (公財) 日本賃貸住宅管理協会 | (公社) 全日本不動産協会 |
| (一社) 全国住宅産業協会 | (一社) 不動産流通経営協会 |
| (一社) 不動産協会 | |

(参考 1)

- ・「生活を支えるための支援のご案内」

働く方のみならず、国民の皆さん全体の支援策をまとめたリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf> (厚生労働省 HP)

※令和2年5月27日時点に更新されています。

(参考 2)

- ・社員寮に住む方への対応について

令和2年5月28日に開催された厚生労働省の第3回「生活を守る」プロジェクトチームにおいて、社員寮に住む方が解雇・雇い止めをされた場合の対応については、社員寮に引き続き居住できるよう事業主に要請を行うとされています。また、雇止め等にあっても、社員寮に引き続き居住できるよう定期借家契約に切り替えた場合には、住居確保給付金の支給対象となりえることを事業主や自治体に周知するとされています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakaihosyou_458538_00001.html

(厚生労働省 HP)

事務連絡
令和2年5月28日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

居宅生活移行緊急支援事業（仮称）（令和2年度第2次補正予算案）の
積極的な活用について

平素より生活困窮制度及び生活保護制度の適切な運用にご尽力いただき感謝
申し上げます。

今般、令和2年度第2次補正予算案が閣議決定され、新型コロナウイルスとの
長期戦が見込まれる中、国民のいのち、雇用、生活を守るため、第1次補正予算
等で措置された対策と相まって、「感染拡大の抑え込み」と「社会経済活動の回
復」の両立を目指すための対策が強化されます。

生活困窮者自立支援制度等においても追加的な取組として、自立相談支援機
関等の体制強化や住居確保給付金の積み増し等が進められる予定ですが、今後、
新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活に困窮し、住まいを失った又は
そのおそれのある方に対し、アパート等の居室確保や定着支援を着実に進めて
いくことが重要になることが予想されます。

上記の取組に関しては、令和2年度第2次補正予算案において、生活困窮者及
び生活保護受給者に対して、相談受付、住まい確保のための支援、住まい確保後
の定着のための支援について、相談者の状況に応じた一貫した支援の取組が可
能となる補助事業（居宅生活移行緊急支援事業（仮称））を設けております。地
域の実情に応じ、居住支援法人等とも連携を図っていただき、当該補助金の積極
的な活用をお願いします。

なお、年度内の開始であれば補助可能ですので、速やかにご検討をいただけれ
ば幸いです。

(参考1) 別添「生活困窮者等の住まい対策の推進」他参照

(参考2) 居宅生活移行緊急支援事業（仮称）の実施イメージ

本事業については、地域の実情に応じた柔軟な取組が可能であるところ、具体的な事業の実施イメージは以下のとおりです。

<例1>

自立相談支援機関から紹介された、離職により住まいを失うおそれのある方について、本事業の委託を受けた居住支援法人が速やかに新たな住居を確保するために、その方のニーズを踏まえた物件を紹介する等アパート入居支援等を実施。

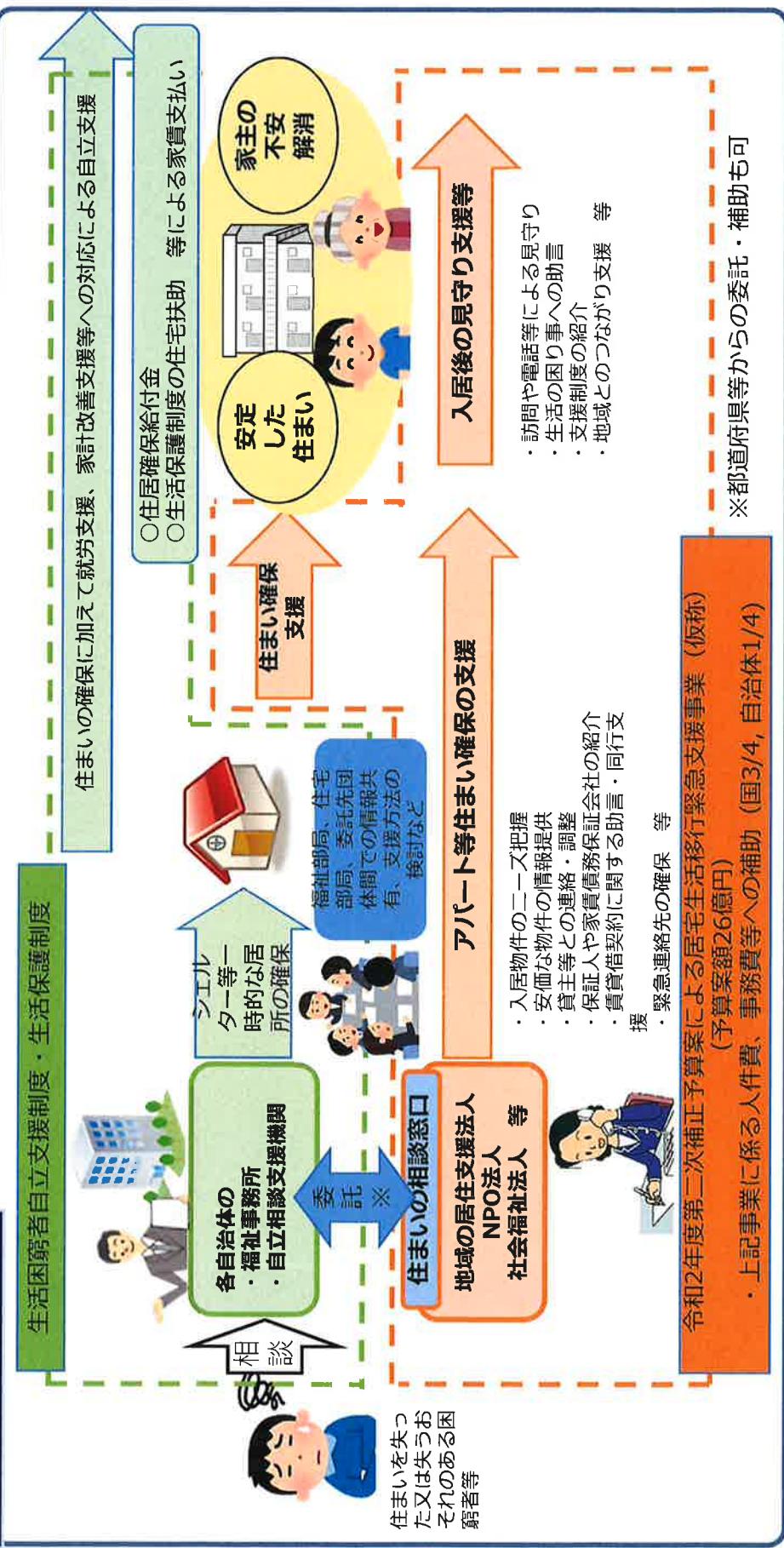
<例2>

ホテル等の一時的な居所に滞在する方について、生活困窮者支援を行うNPO法人が開設する住まいの相談窓口（本事業を活用して開設）に相談。NPO法人は、その方が希望する物件に係る賃貸借契約に関する助言・同行支援を行うとともに、入居後も定期的に見守り等を実施。

生活困窮者等の住まい対策の推進

- 住居不安定者（離職により住まいを失うおそれのある方や、ホテル等の一時的な居所に滞在する方など）に対し、アパート等の居室確保や定着支援を行うことにより、安定した住まいの確保を推進する。
- 令和2年度補正予算案による居宅生活移行緊急支援事業（仮称）により、住まいに困窮している相談者に対し、入居から見守りまで、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度と一体的に相談者の状況に応じた支援を実施する。

事業のスキーム



生活困窮者等の住まい対策の推進

事業概要

新型コロナウイルスの影響により、生活に困窮し、住まいを失った又はその恐れのある方に対し、アパート等への入居支援や定着支援を行うことにより、安定した住まいの確保を推進する。

事業内容

今般の新型コロナウイルスの影響等により増加が懸念される住居不安定者に対し、アパート等への入居支援、入居後の定着支援などを進めるため、福祉事務所等における居住支援体制を強化する。
※ 住居喪失など住まいに困窮している方に対し、入居から見守りまで一貫した居住支援を行う。

【支援内容（例）】

①入居に当たっての支援

- ・ 相談者の物件ニーズの把握、安価な物件等の情報提供
- ・ 保証人や家賃債務保証業者探しの補助
- ・ 受入先との連絡・調整、賃貸借契約に関する同行支援 等

②安定的な居住のための支援

- ・ アパート等入居後の訪問や電話等による見守り
- ・ 安定した居住を継続するための助言 等

【支援対象】

- ・ 生活に困窮し、住まいを失った又はそのおそれのある方

補助スキーム等



- (1) 実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能）
(2) 補助率：国3／4、自治体1／4

住居を失うおそれのある困難者への住居確保給付金の支給

令和2年度 第二次補正予算案：73億円

| | |
|-------------------|-------|
| 令和2年度当初予算額 の内数 | 227億円 |
| 令和2年度第1次補正予算額 | 27億円 |

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少により、住居を失うおそれがある困難者への住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体、905自治体）

【補助率】 3／4

【支給対象者】 離職・廃業後2年以内の者
・給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者
※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 収入要件：世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
② 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）

※東京都特別区の収入要件（目安）：単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円

・資産要件：世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと（但し100万円を超えない額）
※東京都特別区の資産要件（目安）：単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円

・求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【支給額】 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）

※東京都特別区の支給額（目安）：単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

【支給期間】 原則3か月（求職活動等を誠実に行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】



※住宅、仕事、生活などの相談窓口。自治体が直営又は委託（社会福祉法人、NPO等）で運営。全国905福祉事務所設置自治体で1,317箇所の設置

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

令和2年度 第二次補正予算案:2,048億円

〔 令和元年度予備費交付額 267億円
令和2年度第1次補正予算額 359億円〕

○新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。

○万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。

⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】
(一時的な資金が必要な方「主に休業された方」)

【総合支援資金】
(生活の立て直しが必要な方「主に失業された方等」)

| 本則 | 特例措置 | 本則 | 特例措置 |
|---|--|--|--|
| 貸付対象者 緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 | 貸付対象者 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 |
| 貸付上限 10万円以内 | 学校等の休業 ※の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内 | 貸付上限 (二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間：原則3月以内 | 同左 |
| 据置期間 2月以内 | 1年以内 | 据置期間 6月以内 | 1年以内 |
| 償還期限 12月以内 | 2年以内 | 償還期限 10年以内 | 同左 |
| 貸付利子 無利子 | 無利子 | 貸付利子 保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5% | 無利子 |

*世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入が減少により生活に要する費用が不足するとき

注 総合支援資金(生活支援費)については、本来、自立相談支援事業等による支援を要件としているが、貸付申請が増加している現状に鑑み、基本的に自立相談支援事業等による支援を不要としている。
償還免除について：今回の特例措置では新たに、償還時ににおいて、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

令和2年5月29日

事務連絡

都道府県

各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行について

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第110号）が本日公布・施行され、これに伴い、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者住居確保給付金の代理納付による支給については、都道府県等が特に必要と認める場合には、クレジットカードを使用する方法が認められることとなりました。

改正の内容については、下記のとおりですので、各都道府県におかれでは、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を併せて行っていただきますようお願いします。

記

一 改正内容

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>（代理受領等）</p> <p>第十七条</p> <p>生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者（以下この条において「受給者」という。）が居住する住宅の賃貸人は、当該受給者に代わって生活困窮者住居確保給付金を受領し、その有する当該受給者の賃料に係る債権の弁済に充てるものとする。</p> | <p>（代理受領等）</p> <p>第十七条</p> <p>生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者（以下この条において「受給者」という。）が居住する住宅の賃貸人は、当該受給者に代わって生活困窮者住居確保給付金を受領し、その有する当該受給者の賃料に係る債権の弁済に充てるものとする。</p> <p><u>ただし、受給者がクレジットカードを使用する方法により当該受給者が居住する住宅の賃料を支払うこととなっている場合で</u></p> |

| | |
|--|---------------------------------------|
| | <u>あって、都道府県等が特に必要と認める場合は、この限りでない。</u> |
|--|---------------------------------------|

また、「vol. 6（20200529 版）住居確保給付金追加 QA」において、住居確保給付金の支給事務の取扱問答を発出しておりますので、改正後の省令の施行については、本事務連絡及び取扱問答を参考にするなど、住まいに困窮される方への支援にあたっては、遺漏なきようご対応願います。

以上

住居確保給付金 今回の改正に関するQA (vol6)

※ 下線部が追加した部分。

この資料は、特に、今回の改正に関する内容等特に留意が必要な点について問答形式でまとめたものである。

(当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないこと)

Q1. 収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、とは具体的に何を指すのか。

A. 経済社会情勢の変動等により当該個人の意思にかかわらず、雇用主や発注元から勤務日数や就労機会の減少を余儀なくされた場合を指し、自らの意思で勤務日数を減らす、就労時間を減らして余暇に充てる等の場合は除かれる。

(離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある場合)

Q2. 当該個人の就労の状況が離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある場合、とは具体的に何を指すのか。

A. 雇用で就業している方については、本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合を指し、雇用以外の形態で就業している者については、本人の責めによらない理由により、就労の機会が大幅に減少した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定している。

(例1) フリーで活動しているスポーツジムインストラクターにおいて、契約しているスポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となった。(スポーツジムのシフト表等で確認)

(例2) フリーで通訳をしている者において、参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となった。(イベント中止のチラシ、通訳として参加予定だったことが分かるメールの写し等で確認)

(例3) アルバイトを2つ掛け持ちしている者において、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった。(事業所が休業となつたことが分かるHPの写し等で確認)

(例4) 旅館業を営んでいる者において、自粛のため宿泊客からキャンセルが相次いだ。(予約キャンセルのメールの写しや電話予約の場合は予約時とキャンセル時の電話受付メモ等又は「申立書」で確認)

上記は例示であるところ、これを目安として、自治体において柔軟な対応をお願いする。

※ 「同等程度」については、勤務日数や勤務時間が全くなくなったことまでを求めるものではなく、元々の就労状況なども考慮した上で個々人の状況に応じて判断することが必要である。加えて、収入要件や資産要件に適合しているか確認するほか、収入や資産の減少状況等から、住居を失うおそれにある場合に該当するかという点も勘案して総合的に判断するものとする。

(「離職又は事業を廃止した場合と同等程度」の確認方法)

Q3. 勤務シフトの減少等をどのように確認するのか。

A. 雇用労働者の場合は、労働条件が確認できる労働契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等により、個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とする。この他、社会福祉協議会で実施されている特例貸付が行われたことがわかる書類等も活用できるところであり、さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能である。

(申請日の属する月)

Q4. 申請日の属する月において就労の状況が離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある場合について、申請日の属する月とどこを比較するのか。

A. 勤務日数等について、申請日の属する月とその前月等を比較することを想定している。例えば、前月は週4～5日の勤務シフトであったものが、今月は週2～3日以下に減少した場合等を指す。なお、必ずしも前月から減少している場合のみでなく、例えば2か月前から減少しており、その状態が当月まで続いている場合や、フリーランス等で業務量が一定していない就労形態の場合、3か月間の平均受注量と比較し、減少している場合等も該当する。

(離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある者の求職活動)

Q5. 離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある者（離職又は廃業に至っていない者）においても求職活動を要件とするのか。

A. 住居確保給付金は、住居を失った又は失うおそれがある方に対し、所要の求職活動等を要件に家賃相当額を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を支援することを目的としている。

したがって、今般住居確保給付金の対象者として拡大した、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至っている方においても、一定

の求職活動をしつつ就労自立を目指すというその趣旨は同様である。一方、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による就労環境の変化等を踏まえ、既に求職活動の要件については緩和し、例えば、月2回以上求めていた公共職業安定所への職業相談等について自治体の判断で回数を減らすことができるようにするなど、各自治体の柔軟な対応をお願いしている。更に、4月30日より、公共職業安定所に対する求職の申し込みについて、当面の間、不要としている。

この求職活動については、現在の就業先について離職又は廃業することを必ずしも前提とするものではなく、例えば、現在の就業先と併せて新たな雇用先を探すことなども含めて検討する場合を認めるなど、各自治体において新型コロナウイルスの感染の影響や雇用情勢等も踏まえて、柔軟に対応いただきたい。

(参考)

法第3条（定義）

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

(離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある者の常用就職)

Q6 離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある者の常用就職とは、当該個人の本来の職業において、就労の状況が以前と同じ状態に戻った場合も含めるのか。

A. 含める。この場合、就労の状況が以前と同じ状態に戻り、かつ、就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた時に、住居確保給付金の支給は中止することとなる。

(雇用契約のない者)

Q7. フリーランスや自営業者など雇用契約によらない就業形態の方について、住居確保給付金を受けられるのか。

A7.

○ 住居確保給付金は、生活困窮者の自立を支援するという観点から、その支給に際して満たすべき条件の一つとして求職活動要件を設定している。

- この求職活動要件については、今般の新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえて、4月30日より、当分の間、ハローワークへの求職申込みについては不要としている。(※)
- フリーランスや自営業者など雇用契約によらない就業形態の方については、その状況は多様であるため、自立相談支援機関等と定期的（当分の間、月1回）にやりとり等をしながら、住居確保付金の支給を受け、自立に向けた活動を行っていただきたいと考えている。その際、本人の意向や状況に応じ、雇用契約によらない現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応も可能である。
- したがって、フリーランスや自営業者など雇用契約によらない就業形態の方から相談があった場合には、本給付金の支給要件として雇用契約によらない現在の就業を断念していただくものではない旨を丁寧に説明するよう、改めて留意いただきたい。

(外国人)

Q8 外国人は、支給対象者となるのか。

A 支給にあたっては、いわゆる国籍条項は存在せず、日本国籍の方と同様、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合であれば、支給対象となる。

(学生)

Q9 学生は、支給対象者となるのか。

A 学生は、一般的には、支給要件である「離職等前に、主たる生計維持者であったこと」(事務マニュアル2 (1) ③) や「就職の意欲がある者」(事務マニュアル2 (1) ⑥) に該当しないため、基本的には支給対象者となるないと考えられる。

ただし、世帯生計の維持者であり、定時制等夜間の大学等に通いながら、常用就職を目指す場合などは、支給対象者になると考えられる。また、専らアルバイトにより、学費や生活費等を自ら賄っていた学生が、これまでのアルバイトがなくなったため住居を失うおそれが生じ、別のアルバイトを探している場合(※)にも、収入要件や資産要件等を満たせば、当分の間、例外的に住居確保付金は支給されることになると考えられる。

(※) 具体的な例

児童養護施設を出て大学に通う学生など、事情により両親を頼ることができず、扶養に入ること等もできないため、生計維持者として専らアルバイトにより学費や生活費等を自ら貯めていた学生がこれまでのアルバイトがなくなったため住居を失うおそれがある場合など

(内定取消を受けた学生)

Q10 内定取消を受けた学生は、支給対象者となるのか。

A、世帯生計の維持者であり、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合であれば、支給対象者になると考えられる。

(新型コロナウイルス感染症拡大に関する給付金・融資の取扱いについて)

Q12 収入、資産として算定すべきか。

A12 いずれも収入・資産には算入しない。

(店舗兼住宅)

Q13 店舗兼住宅を賃借し自営業を行っている者について、住居確保給付金の対象となるか。

A13 住居分については、住居確保給付金の支給対象となる。契約書に店舗分と住居分が区別され、記載されていれば当該住居分が対象となる。そのような記載がなければ面積按分等を行って住居分を算出することも差し支えない。なお、店舗兼用住宅としての家賃を事業経費としている場合及び賃借人が法人である場合は、住居確保給付金の対象とならないので注意すること。

(プランの作成について)

Q14 住居確保給付金の申請者について、支援プランを作成・決定する必要があるか。

A14 今般の社会経済情勢に鑑み、手続きをできる限り簡潔に、かつ迅速に進めるため、住居確保給付金の支給のために、プランを作成することは求めない。なお、住居確保給付金とともに家計改善事業を利用する場合等必要な場合にはプランを作成することは差し支えない。

(申請に必要な書類)

Q15 申請時に必要な書類は何か

A15 申請書（省令様式1－1）、本人確認書類、収入の状況等がわかるもの、離職・廃業を示す書類又は収入を得るための機会が減少していることがわかる書類、資産のわかる書類のみである。申請時に、これ以外の書類を求めることは適切ではなく、例えば、「収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少している者」について、公共職業安定所への来所を求め、「求職申込み・雇用施策利用状況確認表」の記入・提出を求めることも不要である。

なお、申請時（初回）に様式2－1又は2－2（入居（予定）住宅状況報告書）及び賃貸借契約書の写しを同時に提出させても差し支えない。この場合、各様式はWEB等に予め掲載し、その記載例等は丁寧に教示しておくこと。

(再支給)

Q16 過去に住宅手当または住宅支援給付を受けた者は、再支給要件を満たす必要があるか。

A16 困窮法施行前の住宅手当または住宅支援給付を受けた者は、4月20日以降、住居確保給付金については改めて申請することができ、受給後は、新たに雇用された企業等において、解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）された者が再支給の対象となる。

(申請日の取扱い)

Q17 郵送方式や予約制の導入と申請日の関係をどのように取り扱えれば良いのか。

A17 事務マニュアル「3.（4）支給開始月」に示されている「現に住宅を賃借している者にあっては、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始する。」について、郵送においては、到達した日（または消印の日付）をもって申請日とすること、予約制においては、予約を申し込んだ日をもって申請日とすることができます。

(月途中の申請の収入について)

Q18 申請日の属する月の収入について、月の途中の申請である等、確実な推計ができない場合はどのように対応すれば良いか。

A18 フリーランスなど個人事業主が月の途中に申請をした場合等、申請日の属する月の収入の推計が困難な場合は、申請日の属する月の収入にかわって、直近3ヶ月程度の平均収入を活用する、又は前月の収入を活用するなどの対応をして差し支えない。

(賃料のクレジットカード払いについて)

Q19 規則第17条ただし書きについて、都道府県等が「特に認める場合」とはどのような場合か。

A19 受給者が居住する（又は居住する予定の）住宅において、家主等の意向により、賃料の支払方法がクレジットカード払いに定められている場合等が考えられる。なお、受給者が選択可能な場合等は基本的に都道府県等が「特に認める場合」には含まれないと考えられるが、個々の受給者の状況を勘案の上、都道府県等が適切に判断されたい。

(賃料のクレジットカード払いについて2)

Q20 Q19における家主等の意向について、どのように確認すべきか。

A20 申請者からは、様式2-1「入居予定住宅に関する状況通知書」を、受給者からは様式1-3「住居確保給付金変更支給申請書」及び様式2-2「入居住宅に関する状況通知書」を必要に応じて使用して確認することとする。
※いずれの様式も5/29付で修正しているので、ご留意いただきたい。

(賃料のクレジットカード払いについて3)

Q21 現在居住中の住居の賃料をクレジットカード払いとしており、口座振替等による支払方法に変更することは可能なものの、変更手続き中に生活資金が尽きそうな申請者においても、申請より前の変更が必要か。

A21 A19で触れたとおり、個々の受給者の状況を勘案の上、都道府県等において適切に判断されたいが、問の状況においては、則第17条ただし書きを適用して支給決定を行った後、代理納付が可能な支払方法へ変更することが望ましい。

(賃料のクレジットカード払いについて4)

Q22 受給者に住居確保給付金を直接支給した場合、賃料に充当したことの確認は支給決定後も定期的に行うべきか。

A22 賃料への充当を確実なものとし不正受給を防止するため、クレジットカードの支払明細書と当該決済額が引き落とされた通帳の写し等を、毎月提出させるなどして確認することが望ましいが、自治体における事務負担を考慮し、抽出形式での調査や確認を隔月にする等、必要に応じて適切に対応されたい。

(国税等滞納者について)

Q23 受給者に住居確保給付金を直接支給した場合、支給後も法第19条が適用されると解して良いか。また、給付後に裁判所の命令により受給者の給与口座等が差し押さえられた事が判明した場合、住居確保給付金を中止して良いか。

A23 当該差押えの恐れがある者については、裁判所からの差押えに係る通知等を受け取っていないか、事前の相談時等に確認することが望ましい。また、受給者の口座等が差し押さえられた場合は、賃貸人へ支給することができない事情が生じたとして、住居確保給付金は支給を中止する。

(参考) 生活困窮者自立支援法

第十九条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

入居予定住宅に関する状況通知書

別添4

(不動産媒介業者等記載欄)

1. 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、以下について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体または社会福祉協議会(初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合)が官公署から情報を求めるることを同意します。
3. 住居確保付金の支給及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

(都道府県等の長) 様

年 月 日

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

フリガナ
(代表者名)

印

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名 所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14(3)I.①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居予定者

| | |
|----------|----------|
| 氏名(フリガナ) | |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| 同居状況 | 単身・複数(名) |

入居予定の賃貸住宅

| | |
|-------|--------------------|
| 名称 | |
| 所在地 | |
| 家賃 | 円 |
| 入居予定日 | 年 月 日(年 月 日までの月日間) |

- ※1 住居確保付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額(限度額: 円)を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載すること。
- ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の()内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること
- ※5 クレジットカード払いにより賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスにチェックすること。
なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、クレジットカード払い不可。
- 賃料の支払いは、クレジットカードを使用する方法に限定している。

初期費用

| | | |
|-----|----------------------------|------------------------|
| | 家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃) | 円 (月分+日割り 日分として) |
| (1) | 共益費 | 円 |
| | 管理費 | 円 |
| | 敷金 | 円 |
| | 礼金等 | 礼金 その他() 円 |
| (2) | 媒介報酬額 | 円 |
| (3) | 火災保険料 | 円 |
| | その他(入居保証料等) | 円 |
| | 合計 | 円 |

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座

| | | | |
|-------------|------------------------|--|-------|
| 住居確保給付金の振込先 | 貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座 | フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号 | 普通・当座 |
| 初期費用(1)の振込先 | 初期費用(1)に関する者の振込口座 | フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号 | 普通・当座 |
| 初期費用(2)の振込先 | 初期費用(2)に関する者の振込口座 | フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号 | 普通・当座 |

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

- 私の個人情報が、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
- 住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【2ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

- 事業者等への口座へ振り込むことができない場合であって、以下に記載する賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。
- 自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

| | | | |
|-----------------|--------------|-------------|-------|
| 住居確保給付金 の振込先 | 賃借人 の振込口座 | りがナ 口座名義 | |
| | | 金融機関名 | |
| | | 支店名 | |
| | | 口座種別 | 普通・当座 |
| | | 口座番号 | |

【以下は、申請者全員記載してください】

年 月 日

記名押印又は署名

| | |
|------|---|
| 氏名 | 印 |
| 住所 | |
| 電話番号 | |

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を○○○○（自立相談支援機関）に提出してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14（3）I. ①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（抄）**第7の14（3）I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除**

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1）」、「（様式2-2）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1）」、「（様式2-2）」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものとします。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。